主 文 原判決を破棄する。 被告人を禁錮六月に処する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人小林健治、同妹尾修一朗が連名で提出した控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用し、これに対し、記録を精査し、かつ、当審における事実の取調の結果をも参酌して、次のとおり判断する。 控訴趣意第二点について。

所論は、原判決は一所為数法の関係にある本件業務上過失傷害、無免許運転、 酔い運転の行為につき、これらをいずれも併合罪の関係にあるとして加重処断した のは、判決に影響を及ぼすことの明らかな法令適用の誤りがあるというのである。 〈要旨〉そこで、まず、無免許ないし酒酔い運転と業務上過失傷害との罪数関係に ついて考えてみるのに、本件の業</要旨>務上過失傷害が被告人の無免許かつ酒酔い 運転中にその運転行為に伴つて発生したものであることは原判示のとおりであるけ れども、そのことから直ちに過失行為と無免許運転行為および酒酔い運転行為とが 刑法五四条一項前段にいう「一個ノ行為」であるということはできない。けだし 右にいう「一個ノ行為ニシテ数個ノ罪名二触レ」るとは、当該具体的状況のもとに おいてある罪にあたる行為をすれば必然的にその行為が他の罪をも成立させる場合 を指すと解すべきところ、自動車の無免許運転または酒酔い運転の罪は、無免許または酒酔いという状態にある者が自動車を運転すればその運転の方法・態様のいか んを問わずそれだけで成立するのであるが、このような運転をしたからといつて当 然に人身事故を発生させるというものではなく、通常の場合はさらにこれになんら かの過失の要素が加わつてはじめて過失行為が成立するのであって、そのような場 合は運転行為と過失行為とは同一の行為すなわち一個の行為であるとはいえないか らである。いま本件についてこれをみるのに、被告人は無免許かつ酒に酔つた状態 で普通乗用自動車を運転中、ハンドルの的確な操作および減速徐行等の注意義務を 怠つて原判示事故を発生させたものであり、右のような注意義務違背の行為は自動 車の運転行為それ自体とは別個のもので、自動車を運転しても右のような過失を犯 さないことは十分可能なわけであるから、被告人の原判示業務上過失行為は無免 許・酒酔い運転の行為とは別個の行為だといわざるをえず、これを観念的競合にあ たるとする所論は採用することができない。しかしながら、次に、無免許運転と酒 酔い運転との罪数関係について考えてみると、自動車の無免許運転は公安委員会の 運転免許を受けていない者が自動車を運転することをいい、酒酔い運転は酒気を帯 びかつアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態にある者が 自動車を運転することをいうのであつて、要するにその行為は自動車を運転するということ以外にはない(無免許であること、酒酔いの状態にあることはそれだけではなんら違法ではなく、運転行為と結びつくことによつてはじめて違法となるのである。)。したがつて、本件の被告人のように無免許でありかつ同時に酒に酔つてある。)。 いる者にとつては、自動車を運転すれば必然的に無免許運転の罪と酒酔い運転の罪 とが成立するわけで、そのことはこの場合行為としては運転という一個の行為しか ないことを示すものである。それゆえ、この二つの罪は刑法五四条一項前段にいわ ゆる観念的競合の関係にあると解するのが相当であつて、これを併合罪であるとし た原判決の法令の適用はその点に誤りがあるといわなければならない。そして、 のように解する以上、被告人に対して原判決のようにそれぞれ禁錮・懲役を選択した場合の処断刑は七年以下の禁錮となり、この三者を併合罪とした原判決の処断刑 七年六月以下の禁錮はこれより重いから、原判決の右の法令の適用の誤りは判決に 影響を及ぼすことが明らかであるというのほかなく、論旨はこの点において理由が

それゆえ、他の論旨に対する判断を省略し、刑訴法三九七条、三八〇条によつて原判決を破棄し、同法四〇〇条但書によつて当裁判所においてさらに次のとおり判決する。

 い運転の罪の刑に従い、所定刑中前者については禁錮刑を、後者については懲役刑を各選択し、以上は同法四五条前段の併合罪であるから同法四七条本文、一〇条により重い業務上過失傷害罪の刑に法定の加重をした刑期範囲内において処断するのような高速度で自動車を運転中原判示のようにハンドルの的確な操作および減速徐行する等の義務を怠つた結果原判示の被害者三名に原判示の傷害を負わせたものであって、過失行為の態様・程度並びに被害の結果ともに重大であること等にかんがみれば、被告人に同種の前科前歴なく、各被害者に治療費や物損等を賠償してからいることなどを考慮しても、本件につき刑の執行を猶予すべきものとは考えられないところであるから、前記諸般の情状を考量して被告人を禁錮六月に処することとし、主文のとおり判決する。

(その余の判決理由は省略する。) (裁判長判事 中野次雄 判事 寺尾正二 判事 粕谷俊治)